

徳島県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

212		整理 番号	
新浜勝浦		路線名	
同	同	区 間	徳島市飯谷町手城二三番 二地先から 砂子二番一 地先まで
新		旧	新旧 の別
九・八〇一七・五	六・三〇一一・二	六・三〇一一・二	敷地の幅員 (メートル)
二三七・七	二四三・〇	二四三・〇	延長 (メートル)